

令和6年 第8回浅口市農業委員会議事録

令和6年8月1日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	瀬 良 哲哉	—
2	渡邊 清志	出	金光2	藤 丘 廣志	—
3	友田 陽勝	出	金光2	安 田 文彦	—
5	古城 富士夫	出	金光3	荒 木 秀樹	—
6	川崎 英俊	出	金光3	菰 口 清司	—
7	柚木 栄蔵	出	鴨方1	吉 川 孝之	—
8	吉田 潤市	出	鴨方1	杉 本 正彦	—
9	虫 明 伸吾	出	鴨方2	瀬 嶋 富士夫	—
10	高井 基次	出	鴨方2	虫 上 行治	—
11	渡邊 豊	出	鴨方3	山 下 善弘	—
12	齋藤 孝実	出	鴨方3	山 下 眞治	—
13	岡田 直樹	出	寄島1	中 濱 稔文	—
			寄島2	大 島 明敏	—

事務局

産業振興課長兼農業委員会事務局長 瀬良 昌弘

書記 泉 敏

会議に付した議案等

日程第1 議席の決定

日程第2 臨時議長を選出

日程第3 会期の決定

日程第4 議事録署名委員の指名

日程第5 議事

議案第26号 浅口市農業委員会会長の選出について

議案第27号 浅口市農業委員会会長代理の選出について

議案第28号 浅口市農地利用最適化推進委員候補者評価委員の選出について

議案第29号 浅口市農地利用最適化推進委員の選任について

日程第6 その他

- ①担当地区について
- ②農業委員の業務等について
- ③農業委員会だよりについて
- ④農業委員会の日程について

事務局 開会（午後1時41分）
それでは、皆さん改めまして、こんにちは。
今日よろしくお願いいたします。
では、座って続けさせていただきます。
まず、議事に入る前に、資料の確認をさせていただけたらと思います。
まず、一番頭に辞令交付式の次第、先ほど終わったんですが辞令交付式の次第。農業委員会の議事日程。それとホチキスどめをしております今回の資料。あとカラーのA4の横でホチキスどめをしております農業委員会の概要、こちらのほうは参考になります。あとA4判の食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律の概要。あと緑の冊子になります。
特に不足する資料などがありましたら、また事務局のほうにお声がけいただけたらと思います。
それでは、座って進めさせていただきます。
本日は農業委員の任命後、最初に行われる会議になりますので、規程により市長名で招集をさせていただいております。
開会の前に、事務局職員を紹介いたします。
産業振興課との兼務になりますが、古城。
事務局 よろしくお願ひします。
事務局 書記の泉。
事務局 泉です。よろしくお願ひします。
事務局 現地調査員の岡本。あと私が今日は事務局長の田中の代理をさせていただいております産業振興課長の瀬良と申します。よろしくお願いいたします。
それでは、これより令和6年第8回浅口市農業委員会を開会いたします。
お手元へ配付しております議事日程により進めさせていただきます。
日程第1、議席の決定について。
浅口市農業委員会会議規則第5条に、議席はあらかじめ抽せんで定めると規定しておりますが、慣例により行政順としたいと思ひます。
資料1ページをご覧ください。
こちらのほうに名簿をつけさせていただいております。この名簿は行政順にしておりますが、この順をもって正式な議席順としたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。
委員 異議なし声
事務局 なお、慣例により4番は欠番としております。
それでは、異議なしのお声がありましたので、この席順とさせていただきます。
日程第2、臨時議長の選出についてになります。
地方自治法第107条の規程を準用して、議長は会長が選出されるまでの間、最年長の委員に臨時の議長になっていただいております。最年長の柚木委員にお願いしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

委員
事務局 異議なし声
異議なしのお声がありましたので、それでは、柚木委員、議長席へお願いいたします。

臨時議長 これからの進行は臨時議長にお願いをいたします。
ただいまご指名いただきました柚木です。よろしく申し上げます。
ただいまの出席委員は12名です。在任委員の過半数の定足数に達しているため、委員会は成立しています。
座らせてください。
日程第3、会期の決定について。
会期は本日1日としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員
臨時議長 異議なし声
異議なしと認め、会期は本日1日会期とします。
日程第4、議事録署名委員の指名について。
農業委員会規則第12条第2項の規定により、議長において議事録署名委員に5番古城委員、6番川崎委員を指名します。
日程第5、議事に移ります。
議案第26号農業委員会の会長の選出について。
事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、事務局から説明を行います。
農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により、会長を互選していただきます。互選の方法は指名推選と投票がありますが、指名推選が先例となっております。
以上です。

臨時議長 ただいま説明がありました。
互選の方法は指名推選とすることにご異議ありませんか。

委員
臨時議長 異議なし声
異議なしと認め、互選の方法は指名推選とします。
なお、指名推選の手続は地方自治法第118条の規定に準じて行います。
被指名人はありますか。

委員
臨時議長 2番渡辺委員。
ただいま2番渡辺委員の指名がありました。
2番渡辺委員を農業委員会会長とすることにご異議ありませんか。

委員
臨時議長 異議なし声
異議なしと認め、決定します。
ただいまの決定により、当選……。

委員
事務局 ちょっと、ちょっと。決定ですか。
受けていただけるということでよろしいでしょうか。

委員 いやいやいや、前から何か話は聞いたんですけど、お断りをしようたんですよ。今のはどうということですかね。いやいや、わしだけに言われても。話があったん

ですか。

事務局 局長のほうから、渡辺委員さんのほうにお話があったようには聞いてはおるんですが。ぜひお願いしたいと思うんですが。

委員 えっ。全然そんな気はなかった。

臨時議長 渡辺さん、頼みますわ。

委員 頼みますわ言うて。

臨時議長 まあ、3年間お願いします。

委員 3年間。

事務局 皆さんの協力をもってお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

臨時議長 皆さん異議はなし。

委員 ありません。

委員 皆さんはありませんと言うときゃそれで済むかも分からんけど。

臨時議長 渡辺委員、何とかお願いします。

委員 ちょっともう、これで要らんようになってしまいませんか。

臨時議長 それは渡辺さん、よろしく。

事務局 もう皆さんからよろしくお願いいたしますと。

委員 ええっ。渡辺違いじゃないんですよね。

事務局 渡辺違いじゃないです。

委員 渡邊豊さんがいうようなことをちょっと聞いたんじゃけど、それは違うんですか。

事務局 はい、それは。

委員 2番ですか。

事務局 2番。

委員 本当にもう。ええっ。返事せないけんのですか。

事務局 はい。

委員 全然考えてなかったですけどね。

事務局 お願いできますでしょうか。

委員 できんと言うたらどうなるです。

事務局 できんということになれば。もうお願いするだけなんですけど。

委員 参ったな、もう。前、事務局長から聞かれとったんですか。

事務局 はい。

委員 田中事務局長から詳しくは聞いたことはないけどな、僕は。そうですよ。聞いたりやまた何かあるけど、前の会長の山下さん。

事務局 山下さん。

委員 山下さんからは、渡辺さん、頼むわ、頼むわと言われて頼まれたけど、押し返しとったんですよ。それでもう済んだと思ひようた。

事務局 よろしくお願いいたします。

委員 まだ1期目なんじゃけえ、あ、2期目なんじゃけど、まだああいうのを分かってな

いのに、そんな大役。まだ先輩がおるじゃないですか。

事務局 皆さんフォローしていただくということで、進めていきたいと思うんですが。

委員 お力になれるかどうか分かりませんが、フォローさせていただきます。よろしく
お願いします。

委員 私も議事進行とか協力できることはさせていただきますんで。

委員 もう渡辺さん、頼む。

事務局 よろしくお願いします。

委員 ああ。3年間ですか。

事務局 3年間です。

委員 それはもう決まっとんですか。

事務局 そうです。

臨時議長 途中でどうしてもとありや交代するわ、まず。病気でもすりゃあ、交代すること
になる。

委員 病気でもすりゃあですか。

委員 事前にすり合わせしてないんですか。事前に打診はしてなかったんですか、事務局
のほうは。話してなかったんですか。

委員 事前の話はありました。事務局からもお願いの話はありました。詳しいことは聞いて
ないと思いますよ。

委員 山下さんからはこうこうだけだと会議のときに声かけられたんじゃないけど、それじゃ
あ。自分としたら、ちょろっと声かけただけでも受けたくなかったから。きちっと
したことを言うてくれるんなら、受けてもええかな。受けてもええということはない。
まあ、話は聞いてもええかなと思うて。山下さんが来てからちょちょっと、渡辺
さんって。そりゃあ、こらえてと。

まあ、そういうことが何度かあったんで、同じ渡辺さんが農協の関係なんかをされ
とるから、いいんじゃないんですかというて話はさせてもろうて、僕は躊躇して押し
返しとったんじゃないけど。

詳しいことはなかったよ。こっちの会議のほうへ一任しとる、こっちで決めなさい
ということになっとるわけ。

事務局 先ほど申し上げたんですが、方法が指名推選。

委員 誰が指名するの。

事務局 皆さん。

事務局 まあ、指名推選か投票かということになってまして。

委員 投票しましょうか、皆さん。ああ、もう決まっとんじゃ、指名推選と。

委員 びっくりで。もうまさか。あちらにいくんじゃないやろうと思ひ込んだから。

委員 でも、渡辺さんだったら間違いはない。渡辺さんだったら大丈夫だと思うんで。

委員 みんなしてもう。ええ。もう決定ですか。

事務局 そうですね。もう多分投票しても結果は一緒だと思います。

委員 お願いします。

委員 そうですか。

事務局 ぜひお願いします。皆さんもできる限りのバックアップをしていくということで。

委員 僕も副会長になったら必ずバックアップしようと思うたんですね。

委員 反対になったな。

委員 もう全然。ええ、ほんまに。最後の土壇場でこんなことになって。仮に受けにやしようがないのかも分らんけど。そういうことはやっぱりしておいてもらわないとな。こんな大切な会議の会長じゃいうてなったら、やっぱり経験とかいろんなことがあるじゃないですか、ほかに。そういうこともあるから、僕はちょっと力不足じゃなと思うとったから。

委員 お願いします。

委員 ああ、まあ、もうしょうがないかな。

事務局 ありがとうございます。

委員 もう力不足かも分らんけど、皆さんに協力していただかんことにはどんなにもならんので、毎回毎回の会議のことなんかも全然分からないから。さっきも言うたように、大体こういう流れでこうなってこうですよと、会長の仕事かというようなことも詳しく聞かされていないし、そういうことがわかっとればちゃんと、まだ気持ちも余裕があるけど、そんなこともなしに、頼むわ、頼むわだけって言われとった分を受けるわけなんで、その辺もよう事務局のほう、あれしといてくださいよ。そうしないとなあ。もうしょうがないね。。

事務局 ありがとうございます。

委員 分かりました。

事務局 それでは、引き受けていただけたということで、またこの決定により、渡辺委員を会長とすることで当選人に対する告知といたします。

委員 告知するというのはどういうこと。

事務局 皆さんにお知らせをするという。

委員 誰に。

委員 皆さん。ここの皆さん。

事務局 皆さんにお知らせしたということで。

委員 まあ、分かりました。

事務局 ありがとうございます。

それでは、会長が決定いたしましたので、柚木委員には今まで臨時の議長ありがとうございました。

ここからの進行は、浅口市農業委員会会議規則第4条に、会長は会議の議長となり、議事を整理すると規定されておりますので、渡辺会長にお願いするようになります。

渡辺会長、こちらのほうへお願いします。

就任の挨拶を。簡単に。

議長 会長ということで、受けざるを得ないというような形になってしまいました。受け

た以上は頑張って会長職を全うしていきたいというふうに考えています。何分1期で、4年目なんですけど、全然いろんな意味で知識不足、経験不足ということになってますんで、皆様のご協力なくしてはこの会もうまくいかないんじゃないかなと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

それでは、議案第27号農業委員会会長代理の選出について、事務局から説明願います。

事務局 農業委員会等に関する法律の第5条第5項の規定により、会長代理を互選していただきます。互選の方法は指名推選と投票がありますが、指名推選が先例となっております。

以上です。

議長 ただいま説明がありました。

互選の方法は指名推選とすることにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしの声がありました。異議なしと認め、互選の方法は指名推選とします。

なお、指名推選の手続は、地方自治法第118条の規定に準じて行います。

被指名人はありますか。

委員 高井委員、お願いします。

議長 ただいま高井委員の指名がありました。

お諮りします。

高井委員を農業委員会会長代理とすることにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

委員 遠慮させてください。

事務局 すみません、高井委員さん、事前にお話があったというふうにお伺いしとんですが。

委員 詳しい話を聞いていないです。

事務局 事前にお話しさせていただいて、会長代理は受けてくださるということで。

会長代理のお話を持っていったときに、受けていただけるという話だったということでは聞いてはいるんですが。

委員 私は何も話をしてないですよ。聞いてません。今初めて、それ。

議長 今日は田中局長は。どこ行っとな。

事務局 体調不良でお休みしてるんです。事前にお話を伺った内容でいっとなですけども。

委員 通常は事前にそこら辺すり合わせして決まってるもんだけど、そこら辺の話はされてないんですか。

事務局 そういった話ができているというふうに聞いてたんです。

委員 それは田中さんから聞かれとんですか。

事務局 話ができているというふうに聞いていたんです。

委員 すみません、会長代理もこういうような状態で推し進めていくというのは、私も思

うんですけども、会長さんも決まりましたからね。どういう流れになっったか分かりませんが、もう一度再考されたほうがいいと思います。

事務局 はい、すみません。

委員 セッティングができるんだったら、次回とか持ち越しができるんだったら、それも含めて考えたほうがいいかもしれないですね。聞かれてないという話ですからね。渡辺さんは山下さんから。

委員 15か16にありましたよね。今日はなしじゃ議事進行はできないんですかね。

事務局 いえ、議事進行は特に問題はないです。なので、16で、もう白紙にして投票にしてみようとか。互選か投票です。

委員 もう会長も受けてもろうたんじゃけ、受けてもらうように話せんと。

事務局も手続不足。じゃけ、こういうことになつとる。

事務局 ちょっと休憩を取りましょうか。

議長 休憩。

事務局 暫時休憩で。

事務局 ちょっと休憩取らせてもらえたらと思います。

議長 はい。

(休憩)

事務局 それでは、再開させていただきます。

中のほうで話をさせていただきまして、会長代理については次の8月16日に協議をしていただけたらと思います。すみません、こちらのほうの準備不足で申し訳ないんですが、そうさせていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 それでは、続きまして議案第28号浅口市農地利用最適化推進委員候補者評価委員の選出について、事務局から説明願います。

事務局 浅口市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置規程第3条第2項の規定により、浅口市農地利用最適化推進委員候補者評価委員を3名互選していただきます。

互選の方法は指名推選と投票がありますが、指名推選が先例となっております。

なお、浅口市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の委員は、会長、会長代理、それから今後選出していただく3名の委員及び事務局長、本日は私の計6名で構成されますが、先ほどから話があったように会長代理が欠ということで、5名でこの後評価委員会を開催いたします。

議長 ただいま説明がありました。

互選の方法は指名推選とすることにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、互選の方法は指名推選とします。

なお、指名推選の手続は、地方自治法第118条の規定に準じて行います。

被指名人はありますか。

委員 議長一任。

議長 ただいま議長一任の声がありました。

腹案として、3番友田委員、9番虫明委員、12番齋藤委員を推薦します。
では、お諮りします。

3番友田委員、9番虫明委員、12番齋藤委員を浅口市農地利用最適化推進委員候補者評価委員とすることにご異議ありませんか。

委員

異議なし声

議長

異議なしという声なので、異議なしと認め、決定します。

ただいまの決定により、当選人に対する告知とします。

ここで暫時休憩とします。

なお、この時間を利用して、農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催しますので、評価委員の皆様は、隣の第2会議室へご移動ください。

(休憩)

議長

それでは、休憩を閉じ、議事を再開します。

議案第29号、浅口市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について事務局から説明願います。

事務局

すみません、今資料をお配りしてるので、少々お待ちください。

事務局

すいません、その間に説明させていただきたいんですけど、黒い手帳、今回農業委員手帳の1枚目めくっていただいて、左側に身分証明書があって、先ほど写真撮影のときに説明させていただいたんですけど、お名前と生年月日、住所、電話番号を記入していただいて、机の上に置いていただくか帰り際にこちらのほうへ提出いただきたいと思います。手帳のほうはお持ち帰りください。

身分証明書のほうは先ほど撮った写真をおつけした上で、次回お返しさせていただきますかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

事務局

それでは、説明を再開します。

今資料をお配りしております。

議案第29号、浅口市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について。令和6年8月1日提出。

先ほど開催した農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の結果を報告します。

候補者として最適とされたのは、次の13名の方になります。

金光1地区、瀬良哲哉さん。金光2地区、藤丘廣志さん、同じく安田文彦さん。金光3地区、荒木秀樹さん、同じく菰口清司さん。鴨方1地区、吉川孝之さん、同じく杉本正彦さん。鴨方2地区、瀬嶋富士夫さん、同じく虫上行治さん。鴨方3地区、山下善弘さん、同じく山下眞治さん。寄島1地区、中濱稔文さん。寄島2地区、大島明敏さん。

以上になります。

なお、任期は委嘱を行う令和6年8月16日から令和9年7月31日までとなります。

以上です。

議長 ただいま説明がありました。
この件について質疑はありませんか。

委員 すいません、そもそも申し訳ないんですけど、最適化推進委員という方は何をされる方なんですか。

事務局 こちらにお配りしている横のA4判の資料を見ていただけたらと思います。
こちらのほうの2枚目が農業委員さんと推進委員さんの選任の方法とか、あと3枚目が農業委員と推進委員の役割ということで横並びになってどういう役割があるということが併記されていますので。

委員 分かりました。勉強しておきます。

事務局 農業委員さんだけでは負担が大きいこともあるので、それをカバーするということもあって推進委員さんが置かれるということで、簡単に説明したらそういうことになるかなというふうには思っています。

事務局 新しく今回なられた農業委員さんに対しては、また後ほど説明をさせていただきますので、そのときにまた説明させてください。お願いします。

委員 はい。

議長 それでは、議案第29号農地利用最適化推進委員の選任についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、決定いたします。
日程第6、その他に移ります。
事務局から説明願います。

事務局 ①担当地区について
②農業委員の業務等について
③農業委員会だよりについて
④農業委員会の日程について

議長 ほかに意見がないようなので、本日の委員会は以上で閉会とします。長時間にわたりお疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会（午後2時55分）

上記顛末を記載した者は書記泉敏であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年8月1日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩